

全国障害者スポーツ大会千葉県代表候補選手 選考要領

1 目的

この要領は、全国障害者スポーツ大会（以下、「全国大会」という）における千葉県代表選手選考について、円滑かつ公正に実施するため必要な事項を定める。

2 選考委員会

千葉県及び千葉県障がい者スポーツ協会は、「全国障害者スポーツ大会千葉県代表選手選考委員会」（以下、「選考委員会」という）を設置する。

選考委員は、「千葉県障害者スポーツ大会実行委員会（以下、「実行委員会」という）」の実行委員が兼ねる。なお、選考委員長等の役職は、「実行委員会」に準ずる。

3 千葉県代表選手資格

資格は、全国障害者スポーツ大会実施要綱及び千葉県障害者スポーツ大会実行委員会議決事項に基づく。

「出場選手は、次のすべての条件を満たす者とする。」

ア 毎年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者。

イ 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

精神障害者は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ 申し込み時に参加する都道府代表県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。

エ 別に定める「千葉県代表選手団行動規範」を遵守できる者。

*選手は、大会派遣期間全日程(5泊6日)に参加できる者とする。

ただし、この日程により難い特別な事由がある場合には、選考委員長がその可否を判断する。

4 参加枠割当数

(1) 個人競技

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき主催者が決定した数。

(2) 団体競技

全国障害者スポーツ大会関東ブロック地区予選会の結果による。

5 選考方法

(1) 個人競技

① 選考対象者

当該年度に実施した千葉県障害者スポーツ大会（一部競技については前年度大会）において顕著な成績を収めた者。（不可避的な事情により千葉県障害者スポーツ大会に参加できなかった場合は、前年1月1日から当該年選考委員会開催日までに実施した下記大会等で顕著な成績を収め、かつ千葉県障害者スポーツ大会を主管する競技団体から推薦があった者。）

- ・全国障害者スポーツ大会
- ・日本パラリンピック委員会（JPC）加盟団体の主催する大会・事業
- ・国際パラリンピック委員会（IPC）、アジアパラリンピック委員会（APC）及び国際知的障害者スポーツ連盟（Virtus）の主催する大会
- ・日本知的障がい者陸上競技連盟の主催する大会
- ・日本パラ陸上競技連盟の主催する大会
- ・千葉県障害者スポーツ大会を主管する競技団体が主催する大会・事業

② 選考方法

ア. 陸上競技、水泳、フライングディスク及びボウリングにおいては、県大会または上記大会の記録と全国障害者スポーツ大会（前2大会）の記録との比較により選考する。

ただし、令和5年に限り原則として千葉県予選大会の記録と直近の全国大会（栃木大会）の記録を参考に選考する。対象種目の参加者が無い場合、または参加少数で記録が低調の場合は、全国大会記録に対する達成度（到達度）を参考に選考する。

（全国大会が令和元年から3年まで台風や新型コロナの影響で中止・延期となり、2大会前は5年前の平成30年福井大会であるが、近年のアスリートの成長等を考慮し、福井大会で出した記録は参考記録とはしない。）

イ. 卓球においては、千葉県障がい者卓球協会、アーチェリーにおいては千葉県身障者アーチェリー協会、ボッチャにおいては千葉県ボッチャ協会の推薦による。

ウ. 開催地から割り当てられる参加選手枠に対する選手の障害区分構成や、これに伴う役員の確保等、総合的な判断により決定する。

(2) 団体競技

全国障害者スポーツ大会関東ブロック地区予選会の結果に基づき、全国大会の出場資格を得た競技チームを決定する。

この要領に定めない事項については、委員長が別に定める。

令和2年 1月 8日 制定

令和2年12月24日 改正

令和4年12月22日 改正